

教総第1973号  
教職第1488号  
令和7年3月24日

本庁の各課長  
各教育機関の長 様

教 育 長

「懲戒処分の指針」の一部改正について（通知）

職員に対する懲戒処分については、「懲戒処分の指針（平成18年2月1日施行）」に基づき行っているところですが、学校における適切な教育環境の整備と児童生徒の安全の確保及び所属職員に対する指導及び非行防止のための措置を、より一層充実させるため、監督責任に係る指針の一部を下記のとおり改正しましたので、所属職員に周知願います。

記

1 改正内容

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督を怠った職員は、停職、減給又は戒告とすることを定めた。

2 適用

令和7年4月1日以降に発生した事案から適用する。